



くらぶ れっず

Club Red's 規約

第1条（目的）

特定非営利活動法人れっど・しゃっふる（以下 R★S という）が運営する事業をご利用の皆様に、クラブ情報の定期配信、利用者の交流促進、利便の向上を目的として「Club Red's」を設置します。会員の皆様が本サービスを利用するにあたり、以下の通り利用規約を定めます。

第2条（会員の加入）

自己の責任において事業に参加でき、参加者同士協調できる方で、本規約に同意し、年会費（年度保険料を含む）1,000円を納入することにより加入が認められます。納入された年会費は返金できません。暴力団関係者、宗教の布教や営利行為を目的とされる方の入会はお断りします。

第3条（会員の種別）

会費納入時期により下記のグループに所属します。会員証は各納入締日の翌月に郵送します。

春会員 3月1日から 5月末日入金 有効期間翌年 6月末

夏会員 6月1日から 8月末日入金 有効期間翌年 9月末

秋会員 9月1日から 11月末日入金 有効期間翌年 12月末

冬会員 12月1日から 2月末日入金 有効期間翌年 3月末

メール会員 会員のうち、会報のメールによる受取りを希望する者

第4条（会員の退会）

次の場合は会員を退会したものとします。

- ・会員から退会の申し出があったとき。・期日までに会費の納入がなかったとき。
- ・法令、公序良俗違反、管理運営に支障のある言動等を理由にクラブ側が退会を命じたとき。

第5条（運営）

本会は R★S の理念と目的にのっとり運営されます。本会の運営には R★S 事務局があたります。

第6条（特典）

- ・会員証の発行・会報の発行（年4回）・各種優待チケット贈呈、イベント招待など
- 年会費は各種目共通。（2020年4月現在）ノルディックウォーキング、ダンススポーツ、詩吟、ピラティス

第7条（注意事項）

住所、連絡先が変更になった場合は速やかに事務局へ連絡下さい。チケットの再発行は100円申し受けます。会員の個人情報はクラブ事業の会報誌、会員継続の案内にのみ利用します。

第8条（保険の対象）

クラブ入会の傷害保険は開催会場及び会場までの行き帰りのケガが対象となります。損害賠償、物損は対象外です。ケガをした場合は、速やかに事務局または、指導者までご連絡ください。医師の診察を受けた場合は、医療点数の記載された領収書を必ず受取り、保管願います。

この会則は 令和2年4月1日から施行します。